
AMT/NEWSLETTER

Asia & Emerging Countries Legal Update

2026 年 8 月 31 日

Contents

I. 【韓国】半導体、フィジカル AI 及び AI データセンターの 3 大メガプロジェクトに関する支援制度と外国人投資の法的論点

I. 【韓国】半導体、フィジカル AI 及び AI データセンターの 3 大メガプロジェクトに関する支援制度と外国人投資の法的論点

1. 本プロジェクトの概要

韓国政府は、2026 年 6 月 29 日、「大韓民国大跳躍 3 大メガプロジェクト国民報告会」を開催し、①半導体、②フィジカル AI 及び③AI データセンターの 3 分野を対象とする大規模な産業プロジェクト(以下「本プロジェクト」という。)を取りまとめ公表した¹。

①半導体分野では、メモリ半導体の競争力強化と次世代半導体市場において先行することを目的として、(i)首都圏の半導体生産拠点である龍仁(ヨンイン)産業団地を早期に完工して 5 年以内にメモリ半導体の生産能力を 2 倍に拡大し、(ii)半導体生産拠点を全国的に拡張して、西南圏(光州・全羅南道付近)の計 4 か所に総額 800 兆ウォン規模のメモリ半導体工場及び関連産業のエコシステムを構築し、忠清圏(忠清南道・忠清北道)には 81 兆ウォンを投資して HBM パッケージング拠点を整備し、また、東南圏(釜山・蔚山・慶尚南道)及び大邱・慶尚北道地域を素材・部品・装備のイノベーション拠点として整備する方針である。さらに、(iii)次世代メモリ、エッジ用 AI 半導体(On-Device, On-Sensor 等)、国防半導体等、まだ市場規模は小さいものの、成長可能性の高い半導体市場におけるプレゼンスを確保するため、今後 15 年間で 30 兆ウォン以上の財源を投入する計画である。

¹ 韓国産業通商部報道・参考資料「『大韓民国大跳躍 3 大メガプロジェクト国民報告会』の開催」(2026 年 6 月 29 日)<https://www.motir.go.kr/kor/article/ATCL3f49a5a8c/171974/view>。日本語による概要については、JETRO のビジネス短信「韓国の李大統領、半導体投資拡大など 3 大メガプロジェクトを発表(韓国)」(2026 年 7 月 2 日)<https://www.jetro.go.jp/biznews/2026/07/c7a47041c648ac99.html> 参照。

②フィジカル AI 分野では、製造業と AI・ロボット技術を融合し、セマングム及び大邱・慶北圏を二大拠点としてロボットの生産基盤を拡充する。フィジカル AI のエコシステムに必要なデータを大規模に生産・集積できるインフラを構築していくため、ワールドモデル等大規模合成データ生産体系に集中して投資する方針である。また、国産化率が低く、重点的な支援対象とされているアクチュエーター、ロボットハンド、センサーの 3 部品についても、研究開発(R&D)投資を拡大する。

③AI データセンター(以下「AIDC」という。)分野では、SK グループ、GS グループ、及び NAVER が第 1 段階として約 550 兆ウォン(投資誘致額を含む。)を投じて 8.4 ギガワット(GW)規模(SK(5GW)・GS(2.4 GW)・NAVER(1GW))の AIDC を構築する。さらに、第 2 段階として、SK グループが第 1 段階で構築する 5GW を 2035 年までに 15GW へ拡張することにより、全体では合計 18.4GW の AIDC が構築される予定である。

こうした大規模投資を支える関連法制の整備も進められている。「半導体産業競争力強化及び支援に関する特別法」(以下「半導体特別法」という。)が 2026 年 8 月 11 日より施行され²、「人工知能データセンター産業振興に関する特別法」(以下「AIDC 特別法」という。)が 2027 年 3 月 10 日に施行される予定である³。また、韓国政府は、6 大産業分野(太陽光発電、風力発電、二次電池、半導体、重要素材、AI ロボット部品)において、国内生産・国内販売の一定の要件を満たす場合、一定の税額を控除する税制改正案を 2026 年 8 月 3 日に決定した⁴。

本プロジェクトに伴う大規模な設備投資計画は、日本企業にとっても、韓国市場における新たな事業機会につながる可能性がある。特に半導体分野では、日本企業は半導体製造装置及び主要な半導体部素材について、それぞれ世界市場の約 3 割及び 5 割のシェアを有するなど、関連分野において高い競争力を有している⁵。また、日本半導体製造装置協会(SEAJ)は、HBM を中心とする DRAM 関連の投資の大幅な増加等を背景として、日本製半導体製造装置の国内外での販売高が 2026 年度から 2028 年度にかけて継続的に増加すると予測している⁶。こうした点を踏まえると、本プロジェクトにおける半導

² 「半導体産業競争力強化及び支援に関する特別法」(法律第 21337 号。2026 年 2 月 10 日制定)。

³ 「人工知能データセンター産業振興に関する特別法」(法律第 21759 号。2026 年 6 月 9 日制定)。

⁴ 財政経済部「2026 年税制改正案」(2026 年 8 月 3 日)。詳細は https://mofe.go.kr/nw/nes/detailNesDtaView.do?searchBbsId1=MOSFBBS_000000000028&searchNttId1=MOSF_000000000078809&menuNo=4010100 参照。なお、同案は政府案であり、制度の内容は今後の国会審議・決議を経て確定する。

⁵ 経済産業省によれば、日本企業の世界市場におけるシェアは、半導体製造装置について 31%、主要半導体部素材(ウエハ、レジスト、CMP スラリ、フォトマスク、ターゲット材、ボンディングワイヤ)について 48%となっている。経済産業省商務情報政策局「第 1 回次世代半導体等小委員会 資料 3 次世代半導体等小委員会資料」(2024 年 12 月)26 頁。詳細は https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu_ryutsu/next_generation_semiconductor/001.html 参照。

⁶ SEAJ によれば、日本製半導体製造装置の販売高は、2026 年度に前年度比 26%増の 6 兆 5,502 億円、2027 年度に同 13%増の 7 兆 4,

体分野への大規模な投資計画は、日本企業にとって有望な事業機会となる可能性がある。さらに、本プロジェクトにおいては、フィジカル AI 及び AIDC についても大規模な生産・インフラ投資や関連産業の育成が予定されており、これらの分野においても、日本企業にとって新たな事業機会につながる可能性がある。

日本企業による本プロジェクトへの参画の形態としては、①日本その他韓国国外から製品を輸出して供給する形態、②韓国内に現地法人を設立し、生産拠点を設ける形態、③韓国企業に出資し、又は韓国企業と合併事業を行う形態が考えられる。後記 2.(1)及び(2)の「支援制度」は、いずれも韓国内に法人又は生産拠点を置くことを要件とするものが多く、主として②及び③において問題となる。また、後記 2.(3)の「法的留意点」のうち、外国人投資の申告及び安全保障上の審査は②及び③に、国家先端戦略技術に関する承認並びに改正商法上の規律は主として③において問題となり得る。

そこで、本稿では、韓国に投資・進出する際に適用される支援制度及び主要な法的論点を紹介するとともに、これらが日本企業に与える影響について考察する。

2. 韓国への投資・進出に適用される支援制度

韓国では、本プロジェクトに限らず、外国企業による投資・進出に対し、現金支援、資本財に対する関税等の免除、国公有地の賃貸料減免等の立地支援及び投資税額控除等の一般的な支援制度が設けられている。これに加え、本プロジェクトの対象分野については、特別法や税制改正等による追加的な支援措置も講じられている。以下では、日本企業による本プロジェクトへの参画との関係で特に重要と考えられる支援制度を取り上げる。

(1) 外国人投資に対する一般的な支援制度⁷

① 現金支援

(ア)制度の内容

現金支援は、外国人投資比率が 30%以上の外国人投資であって、先端技術・先端製品の事業又はこれらの素材・部品及び装備を生産する事業を営むための工場施設の新設・増設等、一定の類型に該当す

017 億円、2028 年度に同 5%増の 7 兆 7,718 億円となる見通しである。その背景として、HBM を中心とした DRAM 投資の大幅な増加等を挙げている。また、HBM 及び AI サーバー向け汎用 DRAM の需要が急増する中、市場からの高い増産要求に対応するため、米国・韓国の 3 社が DRAM の生産能力の構築を優先していることを指摘している。なお、SEAJ のいう「日本製装置販売高」とは、日系企業(海外拠点を含む)の国内及び海外への販売高をいう。日本半導体製造装置協会(SEAJ)「2026 年 7 月発表 半導体・FPD 製造装置需要予測(2026 年度～2028 年度)」(2026 年 7 月 2 日)https://www.seaj.or.jp/file/july2026seajforecastforpress_j.pdf

⁷ 外国人投資に関する各種支援については、大韓貿易投資振興公社(KOTRA)の外国人投資誘致・支援組織である Invest Korea のウェブサイト(<https://www.investkorea.org/ik-kr/index.do?clickArea=krmain00002>)参照。

る場合に、韓国政府及び地方自治体が一定の資金を現金で支給する制度である(外国人投資促進法第 14 条の 2 第 1 項、同法施行令第 20 条の 2 第 1 項)。支援対象には、土地・建物の取得費・賃借料、建築費、資本財・研究機材の購入費、インフラ整備費等が含まれる(同施行令第 20 条の 2 第 2 項)。例えば、日本の半導体素材・部品・装備関連企業が、対象となる素材・部品・装備を韓国内で生産するために工場施設を設ける場合には、土地・建物の取得費等について現金支援を受けられる可能性がある。

(イ)留意点

現金支援は、要件を充足する申請をすれば無条件で決定されるものではなく、個別の協議を前提としその内容を踏まえて可否が判断される制度である。支援の可否は、高度技術の有無及び技術移転効果、雇用創出規模、国内投資との重複の有無、立地地域の適正等を考慮して判断され、その金額は、当該外国人投資家との交渉及び外国人投資委員会の審議を経て定められる(同法第 14 条の 2 第 1 項、第 2 項)。そのため、投資計画の初期の段階から、支援対象への該当性や支援の可能性を踏まえ、投資規模や立地選定等を含めた投資計画を検討することが重要となる。

また、地方自治体は、現金支援の決定、支援限度額の算定方法及び外国人との投資支援交渉の手続等について条例で定めることができる(同法第 14 条の 2 第 4 項)。そのため、立地の選定にあたっては、当該地方自治体の支援制度を確認するとともに、必要に応じて地方自治体との協議も併せて進めることが望ましい。

② 立地支援

(ア)制度の内容

韓国政府、地方自治体、公共機関及び地方公営企業等が所有する土地等(以下「国有・公有財産等」という。)については、外国投資家が議決権のある株式等の 30%以上を保有する外国人投資企業(外国人投資促進法で外国人投資企業の要件を充足する韓国法人をいう。以下同じ。)に使用・収益させることができる(外国人投資促進法第 13 条第 1 項・第 2 項、同法施行令第 19 条第 1 項)。例えば、日本企業が 30%以上を出資する韓国の外国人投資企業は、国有・公有財産等を利用できる可能性がある。

また、外国人投資地域内の国有・公有財産等を、大統領令で定める事業⁸を営む外国人投資企業に賃貸する場合には、その賃貸料を減免することができる(同法第 13 条の 2 第 1 項・第 3 項、同法施行令第 19 条第 6 項)。例えば、500 万米ドル以上の投資額で、韓国内に新たに工場施設を設置して製造業を営

⁸ 外国人投資促進法施行令第 19 条第 6 項によれば、①外国人投資地域において外国人投資企業が営む事業、②租税特例制限法第 121 条の 2 第 1 項第 1 号により租税減免の決定を受けた事業、③外国人投資額が 500 万米ドル以上で製造業を営もうとする事業、④外国人投資額が 250 万米ドル以上で、常時雇用する労働者数が 70 人以上であること等の要件を満たす事業又は施設がこれに該当する。

む場合には、国有の土地等の賃貸料について減免を受けられる可能性がある(同法施行令第 19 条第 6 項第 1 号ダ目)。特に、素材・部品・装備を生産する外国人投資企業向けに造成された外国人投資地域に立地し、対象となる素材・部品・装備を生産する場合には、国有の土地等の賃貸料について最大 100% の減免を受けられる可能性がある(同条第 8 項第 1 号ガ目 2)。

(イ)留意点

外国人投資地域は、その類型や立地によって立地要件及び支援内容が異なる。また、国有の土地等については、事業内容や雇用規模等に応じて賃貸料の減免率が異なり、地方自治体の有する土地等については、具体的な減免対象事業及び減免率が地方自治体の条例に委ねられている(同法施行令第 19 条第 8 項・第 13 項)。そのため、立地の選定にあたっては、候補地域ごとの立地要件及び支援内容を比較検討することが重要となる。

(2) 本プロジェクトに関連する追加的な支援

① 統合投資税額控除及び国内生産税額控除

(ア)制度の内容

韓国において設立された現地法人等は、外国資本により設立された法人であっても、法人税法上の内国法人として統合投資税額控除の対象となる(租税特例制限法第 24 条、法人税法第 2 条第 1 号)。半導体分野の国家戦略技術事業化施設及び国家戦略技術研究開発施設については、2029 年 12 月 31 日までに投資する場合、中小企業については投資額の 30%、それ以外の企業については原則として 20% の投資税額控除を受けることができる(同法第 24 条第 1 項第 2 号ガ目 3)。

他方で、2026 年 8 月 3 日に決定された 2026 年税制改正案には、国内生産を促進するための「国内生産税額控除」の新設が盛り込まれている⁹。その対象は、太陽光発電、風力発電、二次電池、半導体、重要素材及び人工知能ロボット部品の 6 分野とされ、内国法人が適格品目を国内で直接生産・販売することが要件とされている。具体的には、国内生産については、中核工程を国内で遂行し、適格生産費用に占める国内支出の割合が一定以上であること等が、国内販売については、供給場所が国内であること等が、それぞれ求められる。控除額は、適格品目の生産量に基準控除額を乗じて算定され、基準控除額は、生産費用等を考慮して品目ごとに大統領令で定められる予定である。また、控除額の算定においては地域に応じた優遇措置が設けられる一方、首都圏(ソウル特別市、仁川広域市及び京畿道)の過密抑制圏域¹⁰における生産分は適用対象外とされている。本制度は、2027 年 1 月 1 日以後に開始する課税

⁹ 前掲注 4 参照。

¹⁰ 首都圏整備計画法上、首都圏は過密抑制圏域、成長管理圏域及び自然保全圏域に区分されており、ソウル特別市、仁川広域市の大部分及び京畿道の主要都市が過密抑制圏域に指定されている(首都圏整備計画法第 6 条第 1 項、同法施行令第 9 条、別表 1)。

年度の生産・販売分から適用される予定である。

(イ)留意点

日本企業の設立する韓国法人に関しては、韓国内における生産工程、原材料・部品の調達及び販売体制並びに立地によって、本制度の適用の可否及び控除額が異なり得る。そのため、韓国における事業・サプライチェーンの構築にあたって、本制度の適用要件及び地域ごとの優遇措置を踏まえて検討することが重要となる。

また、本制度は現時点では税制改正案の段階にあり、かつ、適格品目、中核工程、基準控除額、国内支出割合等の詳細は大統領令で定められる予定である。そのため、今後の国会における審議及び大統領令による詳細に係る内容に留意する必要がある。

② 半導体特別法に基づく支援等

(ア)制度の内容

2026 年 8 月 11 日に施行された半導体特別法第 15 条は、半導体産業を営む事業者及び半導体クラスター¹¹に入居する企業・機関等に対する各種支援措置を定めている。具体的には、国有財産・公有財産の使用料・貸付料の減免(第 4 項)、国税・地方税の減免(第 7 項)、賃貸土地の造成及び医療・教育・研究施設・住宅等の設置・運営に必要な資金の支援(第 8 項)を行うことができる旨を定めており、上記(1)①の外国人投資促進法に基づく現金支援も明記されている(第 3 項)。これらの支援措置のうち、第 4 項、第 7 項及び第 8 項では、外国人投資企業が支援対象の一つとして明示されている。

(イ)留意点

上記の支援措置は、各措置によって対象企業及び適用要件が異なる。特に、国有財産・公有財産の使用料・貸付料の減免については、首都圏整備計画法上の首都圏に入居した企業が対象から除外されている(同法第 15 条第 4 項、首都圏整備計画法第 2 条第 1 号)。そのため、投資拠点の選定にあたっては、利用を想定する支援措置ごとに具体的な適用要件及び支援内容を確認する必要がある。

③ AIDC 特別法に基づく支援等

(ア)制度の内容

AIDC 特別法は、AI データセンターの迅速かつ円滑な構築・運営を支援するため、電力・用水の安定的な供給に必要な施設、道路及び通信施設の整備等を他の事業に優先して推進することができるほか、AI データセンター事業者等に対する融資・投資・補助を行うことができる旨を定めている(AIDC 特別法

¹¹ 半導体特別法に基づき指定された半導体集積地をいう。

第 12 条)。

また、韓国政府及び地方自治体は、AI データセンター特区について、電力・用水等の基盤施設の設置費用、特区内の土地等の取得費用及び建築・設備投資・研究施設等のインフラ投資費用の全部又は一部を支援することができるほか、外国人投資促進法第 14 条の 2 等に基づく支援を行うことができる(同法第 26 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項)。さらに、AI データセンターの構築・運営に必要となる電力系統影響評価、建築許可等の一定の許認可等については、一括処理を申請することができ、各手続について処理期間も定められている(同法第 18 条)。

(イ)留意点

同法に基づく支援措置及び特例は、それぞれ適用対象が異なり、非首都圏への立地や AI データセンター特区への立地を要件とするものもある。また、同法は 2027 年 3 月 10 日に施行される予定であり、現時点では AI データセンター特区は指定されていない。特区の指定に必要な事項や各制度の具体的な適用範囲・手続等については、今後制定される大統領令等に委ねられている事項もあるため、今後の下位法令の制定及び特区の指定動向に留意する必要がある。

(3) 韓国への投資・進出に関する主要な法的留意点

① 外国人投資の申告と安全保障上の審査

(ア)外国人投資の申告

日本企業等の外国投資家が韓国法人等の株式を取得する場合、一定の要件(投資金額が 1 億ウォン以上であり、かつ、議決権のある株式の 10%以上を取得する場合等¹²⁾)を満たすときは、外国人投資促進法上の外国人投資に該当し(外国人投資促進法第 2 条第 1 項第 4 号、同法施行令第 2 条第 2 項)、原則として事前の申告を要する(同法第 5 条第 1 項)。

(イ)安全保障上の審査

外国人投資は、国家の安全及び公共秩序の維持に支障を与える場合等には制限され得る(同法第 4 条第 2 項)。このうち、①外国人が既に設立された韓国企業の株式等の取得を通じて当該企業の経営上の支配権を実質的に取得しようとする場合であって、かつ、②国家核心技術又は国家先端戦略技術の流出の可能性が高い場合等に該当するときは、当該外国人投資が国家の安全維持に支障を来す場合(国家安保危害)に該当するか否かについて審査が行われる(同法施行令第 5 条第 1 項第 2 号、第 5 条の 2)。半導体関連の技術は国家核心技術及び国家先端戦略技術に多数指定されているため、本プロ

¹² このほか、投資金額が 1 億ウォン以上であって、株式等を所有しつつ役員を派遣し、又は選任する場合(同法施行令第 2 条第 2 項第 2 号)や、一定の要件を満たす 5 年以上の長期借款(同法第 2 条第 1 項第 4 号ナ目)等も外国人投資に該当し得る。

ジェクトに関連する投資においても、この審査が問題となる可能性がある。

投資を行おうとする外国人は、申告に先立ち、当該投資が上記①及び②の要件に該当するか否かについて確認を求めることができる(同法施行令第5条の2)。また、国家安保危害への該当性については、外国人投資委員会の審議を経て産業通商部長官が決定し、投資対象のうち安全保障上の懸念があるとされた特定の事業部分を切り離して売却することや、保安維持の遵守等の条件を付して投資が許容される場合もある(同条第3項、第5項)。さらに、外国人投資の申告において上記①及び②の要件に該当する旨が申告されていない場合であっても、主務部長官又は国家情報院長から国家安保危害への該当性について検討の要請がある場合等には、審査が開始され得る(同条第3項第2号)。

② 国家先端戦略技術に関する技術輸出及び外国人投資の承認

(ア)承認の対象

半導体、ディスプレイ、二次電池、バイオ、ロボット及び防衛産業の各分野の一定の技術は、「国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法」(以下「国家先端戦略産業法」という。)上の「国家先端戦略技術」(以下「戦略技術」という。)として指定されている(国家先端戦略産業法第2条第1号、第11条、国家先端戦略技術の指定等に関する告示第3条、別表)。戦略技術を保有する韓国企業が、①当該技術を外国企業等に売却又は移転等の方法により輸出し、又は外国政府に関連情報を提出しようとする場合(同法第12条第1項)、②外国人による買収・合併、合併投資等の外国人投資の対象となる一定の場合(同法第13条第1項)には、産業通商部長官の事前の承認を受ける必要がある。承認を受けていない取引については、中止・禁止・原状回復等が命じられる可能性がある(同法第12条第4項、第13条第7項)。¹³

外国人投資に係る承認の対象は、①外国人が戦略技術保有者の株式等を50%以上保有しようとする場合に限られず、②50%未満であっても、最大保有者となり、かつ、役員の選任又は経営に支配的な影響力を行使することができるようになる場合のほか、③戦略技術保有者の事業の全部若しくは主要部分を譲り受け若しくは賃借する場合や、④資金の貸与・出捐を通じて過半数の役員の選任に支配的な影響力を行使することができるようになる場合も含まれる(同法施行令第19条第1項)¹⁴。したがっ

¹³ なお、国家先端戦略技術は、「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」(以下「産業技術保護法」という。)上の国家核心技術として指定されたものとみなされるため(国家先端戦略産業法第11条第7項)、産業技術保護法上の規制にも留意する必要がある。例えば、国から研究開発費の支援を受けて開発した国家核心技術の輸出や、当該技術を保有する対象機関に対する外国人による買収・合併、合併投資等については、産業通商部長官の事前承認が必要となる(産業技術保護法第11条第1項、第11条の2第1項)。もっとも、国家先端戦略産業法第12条又は第13条に基づく承認を受けた場合には、産業技術保護法上の承認又は届出を行ったものとみなされるため、同一の取引について重ねて手続を行う必要はない(国家先端戦略産業法第12条第5項、第13条第8項)。

¹⁴ 持分の算定においては、親族・支配関係にある会社等の保有分が合算され、将来株式等に転換し、又は株式等を引き受ける権利も含

て、50%未満の持分の取得や貸付け等の形態による参画であっても、承認の対象となり得る点に注意を要する。

(イ)留意点

戦略技術は、「国家先端戦略技術の指定等に関する告示」の別表に列挙された技術であり、現時点で、半導体(8)、ディスプレイ(4)、二次電池(3)、バイオ(2)、ロボット(1)及び防衛産業(1)の計 19 技術が指定されている¹⁵。その範囲は、各技術に特化して量産を目的として開発され、又は量産に使用される技術に及ぶため(同告示第 4 条)、具体的な技術の内容及び量産との関連性を踏まえて個別に該当性を検討する必要がある。

また、日本企業が戦略技術保有者に出資し、又は合併事業を行う場合には、投資時に上記同法第 13 条第 1 項の外国人投資に係る承認の要否を検討する必要があることに加え、投資後の事業運営、共同開発、製品供給等に伴い、韓国側の戦略技術保有者から日本企業又はその関係会社に戦略技術に係る技術情報が提供される場合には、当該提供が上記同法第 12 条第 1 項の戦略技術の輸出に該当するかどうかについても検討する必要がある。

承認の申請義務を負うのは技術を保有する韓国側の当事者であるが、承認には条件が付されることもあり(同法第 13 条第 4 項)、承認の可否だけでなくその条件が投資の現実的な実行可能性を左右する要素となり得ることに留意が必要である。

③ 韓国企業との JV の設立・資本提携に関する改正商法上の規律

当事務所の 2025 年 6 月号、9 月号及び 2026 年 3 月号のニュースレターで解説したとおり、韓国では、2025 年 7 月以降、3 次にわたり商法が改正されている¹⁶。独立取締役制度の導入、監査委員の分離選任の拡大等は主として上場会社を対象とするものであるが、以下の 2 点は上場会社に限らず適用されるため、日本企業が韓国企業と JV を設立し、又は持分投資を行う場合には留意を要する。

(ア)取締役の忠実義務の対象範囲の拡大

取締役の忠実義務の対象が「会社」から「会社及び株主」へと拡大されたことにより(商法第 382 条の

まれる。

¹⁵ 「国家先端戦略技術の指定等に関する告示」(産業通商資源部告示第 2025-71 号。2025 年 5 月 12 日一部改正、同月 18 日施行)第 3 条及び別表。同告示は、2025 年の改正により、ロボット分野及び防衛産業分野の技術が各 1 件追加指定された。同告示は随時見直されており、指定内容の変動に注意を要する。

¹⁶ 各改正の詳細については、当事務所の Asia & Emerging Countries Legal Update 2025 年 6 月号 II (【韓国】商法改正)、2025 年 9 月号 IV (【韓国】続商法改正)及び 2026 年 3 月号 IV (【韓国】第 3 次商法改正)を参照。

3)¹⁷、JV においては、一方の合併当事者が指名した取締役についても、会社のみならず他の株主に対する忠実義務の履行が問題となり得る。特に、JV と日本側の合併当事者との間の取引条件(原材料の供給価格、ロイヤルティ等)の設定に際しては、この点が問題となる可能性がある。

(イ)自己株式に関する規律の整備

自己株式に関する規律が大幅に見直され、会社が自己株式を取得した場合には、原則として取得の日から 1 年以内にこれを消却しなければならず、例外的に保有し、又は処分するためには、法定の事由に該当することに加え、自己株式保有処分計画について毎年株主総会の承認を受けることが必要となる(商法第 341 条の 4 第 1 項乃至第 3 項)。また、当該計画に基づき株主以外の第三者に処分する場合には、その性質に反しない範囲で新株発行に関する規定が準用される(同法第 342 条第 4 項)。

したがって、従来、資本提携の手段としても用いられることのあった、韓国企業が保有する自己株式の処分を受ける方式の取引についても、上記の規律が及ぶこととなる。韓国企業との資本提携を検討するにあたっては、自己株式の処分が可能な場合に該当するか、また、株主総会の承認等の必要な手続及びその時期を踏まえた取引内容及びスケジュールの設計が必要となる。

(4) まとめ

上述のとおり、本プロジェクトに関連しては、外国人投資促進法に基づく一般的な支援制度に加え、半導体特別法、AIDC 特別法及び税制改正等を通じて、支援制度の整備・拡充が進められている。支援の適用の可否及びその内容は、進出・投資の形態、事業内容、立地等によって異なり、今後具体化される事項もあるため、制度の動向を注視しつつ、早期の段階から検討することが重要である。

他方で、外国人投資に対する安全保障上の審査、国家先端戦略技術に関する承認及び改正商法上の規律は、いずれも投資及び提携の内容に影響を及ぼし得る。そのため、日本企業が本プロジェクトへの参画を検討するにあたっては、利用可能な支援制度と適用される規制の双方を踏まえ、投資内容及びスケジュールを検討する必要がある。

【韓国】

弁護士 龍野 滋幹

弁護士 李 直玟

弁護士 金 佑錫

¹⁷ 商法第 382 条の 3(取締役の忠実義務等)は、「①取締役は、法令及び定款の規定に従い、会社及び株主のためにその職務を忠実に遂行しなければならない。②取締役は、その職務を遂行するにあたり、総株主の利益を保護しなければならない、全体株主の利益を公平に取り扱わなければならない。」と規定している。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 福家 靖成 yasunari.fuke[at]amt-law.com
弁護士 安西 明毅 akitaka.anzai[at]amt-law.com
弁護士 池田 孝宏 takahiro.ikeda[at]amt-law.com
弁護士 高橋 玄 gen.takahashi[at]amt-law.com
※メールを送信する際には、[at]を@に変更してお送りください。
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。